

第1回阿蘇市議会会議録

1. 令和2年2月28日 午前10時00分 招集
2. 令和2年2月28日 午前10時00分 開会
3. 令和2年2月28日 午前11時45分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
総務部長	高木洋	市民部長	宮崎隆
経済部長	阿部節生	土木部長	吉良玲二
教育部長	市原巧	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	山口貴生
教育課長	藤井栄治	会計管理者(会計課長)	大塚浩二
監査委員事務局長	種子野謙二	税務課長	市原修二
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	園田達也
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
農業委員会事務局長	渡邊一倫	内牧支所長	加来隆浩
波野支所長	加藤勇二郎		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本山英二 議会事務局次長 山本繁樹
書記 山本悠未

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 令和元年第3回定例会で適任とした人権擁護委員の紹介について
- 日程第4 諸般の報告について（議長）
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 提案理由の説明

午前10時00分 開会

1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） 議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

令和2年第1回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙な折にも関わりませず、定例会本会議にご出席をいただきましたことに対しお礼を申し上げます。

本定例会は、令和2年度当初予算を審議する最も重要な議会でありまして、執行部より提出された諸議案は、令和2年度予算案及び令和元年度補正予算案のほか、条例の制定並びに一部改正等49件であり、市民生活に関連し、かつその内容も多種多様にわたるものでございます。

議案の内容につきましては、後ほど市長から詳細にわたって説明されることと存じますが、議会といたしましては市民の要望する諸施策を市政運営上に力強く反映すべく努力いたしたいと存じます。従って、会期も相当の日数を予定しているものでありますが、議員各位の熱心なご審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

時すでに早春とは申しながら、余寒なお去りがたい時節柄、皆様にはご自愛を賜りまして、本市議の審議にご精励くださいますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員は20名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、令和2年第1回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきまして、お配りしている執行部出席者名簿のうち、教育長が公

務のため出席できないことを申し添えておきます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります前に、総務部長から発言の申し出がありましたので、これを許したいと思います。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議会の冒頭ではございますけれども、配付をいたしております議案書に4箇所誤りがございました。大変申し訳ございません。お手元に正誤表も配付させていただいておりますけれども、訂正とおわびを申し上げます。

議案書のほうをお願い申し上げます。

議案書の7ページになります。議案書7ページの中段より上になりますけれども、第1条とあります。第1条の行から数えて6行目になります。行の頭の文字、らりるれろの「る」から始まります「る場合においては、100分の100分の112.5」、「100分の」が重複記載となっておりますので削除をお願い申し上げます。

2箇所目になります。17ページをお願いします。17ページの下から7行目になります。下から7行目、なにぬねの「に」から始まる行になります。「に支給する場合においては、100分の100分の125」ということで、ここでまた重複記載「100分の」がございますので、削除をお願い申し上げます。

3箇所目、21ページになります。3箇所目、21ページ、新旧対照表、左側の欄になります。第20条第2項第1号、下線部、下のほうから3行目になります。あいうえおの「い」から始まる行になります。読み上げますと、「いては、100分の100分の125」、ここにつきましても重複記載としておりますので、削除をお願いします。

最後4箇所目になります。23ページ、表内右側、一番上になります。同じく「い」から始まる行になります。ここにつきましても「100分の」が重複記載であります。削除をお願い申し上げます。

基本的かつ度重なる訂正でございます。私ども深く反省をいたしております。改めまして、おわびを申し上げます。大変ご迷惑をおかけしました。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務部長の説明を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、11番議員、市原正君、12番議員、森元秀一君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果についてご報告いたします。

議会運営委員会を2月21日午前10時から開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をしましたので、結果を報告します。

まず、会期につきましては、今定例会の付議事件が専決処分報告2件、条例の制定及び一部改正20件、令和元年度補正予算案7件、令和2年度当初予算案12件、人事案件3件、その他5件の計49件であることから、会期を本日2月28日から3月19日までの21日間といたしました。会期日程につきましては、議員各位に配付してあるとおりでありますのでご了承願います。

次に、本定例会における議案等の審議方法であります。専決処分の報告2件、人事案件3件を除く44議案については、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。なお、委員会付託議案審議については、会期中の日程に従い、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑についてはご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取り扱いについて報告いたします。まず、一般質問の通告期限であります。3月4日の午後5時までといたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。なお、各議員に申し上げますが、質問の要旨については、指定された時間を有効活用するためにも、わかりやすく具体的に記載していただくこと。また、通告内容以外の質疑とならないよう気をつけていただきますよう重ねてお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問内容に対する確に答弁に努められますようお願いいたします。なお、質問時間ではありますが、答弁も含めて45分といたしておりますので、各議員のご理解をお願いいたします。

次に、議会活性化を目的とした特別委員会設置についてであります。議会運営委員会におきまして特別委員会設置に向けた準備委員会の立ち上げについて要請を行いました。つきましては、本日予定の全員協議会で議員各位にご協議申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の議会解散後は、全員協議会を開くことにいたしましたので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。ここまでは21日に行われた議会運営委員会の内容です。

次に、その後、もう一度会議が開かれましたので、それについて報告いたします。今まで報告いたしました2月21日の開催の議会運営委員会以降に新型コロナウイルスの感染が熊本県で確認されたことから、議長、執行部と協議した結果、本定例会会期中はマスク着用とし、発言の際もマスク着用のまま行うことといたしました。また、本日開催いたします全員協議会の会場も広い本会議場で開くことといたしましたので、併せて報告いたします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 会期の日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のと

おりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 9番議員、園田浩文。

○9番（園田浩文君） 9番議員、園田でございます。

先ほど議会運営委員長より会期の日程の説明がございました。今般、コロナウイルスの影響で阿蘇市内のいろんな会合、催し物、また来週からは小中学校の休校といったような措置が取られております。この件につきまして、16日の委員長報告、質疑、討論、採決までの日程については異議ございませんが、17、18日の一般質問に関しては、今回の議会では取りやめる方向で考えていただけないかということで異議を申し立てたいと思います。どうか取り扱いのほうをよろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） ただ今の園田浩文君の意見について、何かご意見ありませんか。

11番議員、市原正君。

○11番（市原正君） 11番、市原です。

私も全く同感であります。ぜひともそういう方向で検討していただくように議運のほうにお願いをしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

議会運営委員長。ちょっと前をお願いいたします。

谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） 今、意見が出ましたので、緊急に議会運営委員会を開催したいと思いますので、暫時休憩の許可を、議長、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） ただ今、議会運営委員長から議会運営委員会の開催及び暫時休憩の申し入れがありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしです。

それでは、暫時休憩といたします。

議会運営委員は委員会室への移動をお願いいたします。

午前10時05分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） それでは、今開かれました議会運営委員会の会議の結果についてご報告いたします。

ただ今、議会運営委員会を開催し、今定例会の会期について協議を行った結果、執行部の

新型コロナウイルスの感染対応に配慮するとともに、コロナウイルスに対する予防及び拡大防止のため、17日、18日予定しておりました一般質問を取りやめ、本定例会期を本日28日から3月17日予備日までの19日といたしましたので、報告いたします。

内容的には、主な意見といたしまして、一般質問をやるときに総務委員会の後に提出します。その後、執行部が準備して、やり取りして、一般質問の準備をしないといけないんですけども、今現状としてコロナウイルスの状況がどうなるかわからないと。そういう状況の中で執行部が動ける時間をたくさんつくるといふことの意見が大半でした。もともと委員会では1週間ぐらい中を空けて予定していたんですけども、状況が熊本にも入ってきていますので、そういったところで一般質問は取りやめるといふ、そういった意見でまとまりました。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 会期の日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 6番議員、竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 6番、竹原です。

私は、別に一般質問を先延べという形で、4月に臨時議会をやって、そうならば3月のコロナウイルス対策は十分対応できると思うんですよ。ですから、そういう形の提案をします。

○議長（湯浅正司君） 臨時議会では一般質問はございません。定例会だけです。

他に何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） では、従って会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたします。

日程第3 令和元年第3回定例会で適任とした人権擁護委員の紹介について

○議長（湯浅正司君） 日程第3「令和元年第3回定例会で適任とした人権擁護委員のご紹介」を行います。

先の令和元年第3回定例会において、2名の人権擁護委員を適任といたしました。よって、本日お見えいただいておりますので、ここでご紹介を申し上げたいと思います。

それでは、人権擁護委員を適任といたしました佐藤和夫様、岩下俊自様をご紹介申し上げます。なお、マスク着用のままでの自己紹介をご了承いただきますようお願いいたします。

まず、佐藤和夫様から自己紹介をお願いいたします。

○人権擁護委員（佐藤和夫君） ただ今ご案内いただきました佐藤でございます。4期目にこの4月から入る予定ですけれども、4期目にして初めてご案内いただきました。現在、委員で構成しております阿蘇大津人権擁護委員協議会の会長、そして県連合会の副会長をしておりますけれども、年齢的にこれが最後の3年間になるだろうというふうに思っております。議員の皆様方にも大変お世話になりますけれども、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、岩下俊自様、お願いいたします。

○人権擁護委員（岩下俊自君） おはようございます。ただ今紹介いただきました岩下俊自です。出身は旧波野村のほうにおります。私も阿蘇市の職員として勤務させていただきましたけども、5年前に退職をいたしました。今回の業務は全く初めてで、新人ですけども一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 佐藤様、岩下様におかれましては、ご多用中にも関わりませぬご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、ご退席をお願いいたします。

以上をもちまして、ご紹介を終わります。

日程第4 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第4、諸般の報告を行います。皆様のお手元に報告書をお配りしておりますので、主なものについてご報告させていただきます。

まず、監査委員より令和元年11月分から令和2年1月分までの例月出納検査報告書の提出及び阿蘇市監査基準を定めた旨の通知がありました。報告書及び監査基準につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご自由に閲覧を願いたいと思います。

次に、議長会等の開催状況についてご報告いたします。初めに、阿蘇市町村議長会が1月9日に阿蘇市内において、全国市議会議長会の第108回評議員会が2月5日に東京において、それぞれ開催されました。また、研修会として、第27回熊本県市議会議員研修が1月20日に熊本市において開催されました。また、要望活動として2月14日に阿蘇市町村議長会により、県議会議長、県知事に対し、阿蘇中岳第一火口の活動活発化長期化に伴う要望活動を行いました。詳細については、後でご覧いただきたいと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第5 施政方針の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第5、市長の施政方針の説明を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。早速発言をさせていただきます。

初めに、今、中国を初め、世界中で非常に深刻な公衆衛生の脅威となっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の国内感染拡大を受け、今月21日に阿蘇市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、健康被害、地域経済の影響が憂慮される中、当面の間、市主催行事等は開催を自粛することとし、市内卒園式、卒業式については、感染予防を徹底した上で規模を縮小し開催する予定でしたが、昨日の政府の方針を踏まえ、現在正確な情報確認を行っており、その上で早急に市の方針を決定してまいります。今後も時々刻々と変化する感染状況等を十分に踏まえ、最善の対応に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしく願います。

さて、熊本地震から4年を迎える令和2年度は、阿蘇地域の最重要課題であるJR豊肥本線、国道57号現道、新阿蘇大橋など、途絶していた主要交通アクセスが解消、併せて国道

57号北側復旧ルート新設により、人や物の流れが発展的に広がり、本市が未来への確かな一歩を踏み出す重要な年であります。

加えて、本年は東京2020オリンピック聖火リレーや同パラリンピック採火式を阿蘇市内で実施、この機運の高まりを復興の姿として、国内外へ思いっきり発信をし、地域経済の好循環につなげていく好機と捉えています。

とりわけ、来年度は第2次阿蘇市総合計画（前期基本計画）が期間満了、後期基本計画を策定する節目の年であり、復興のその先のステージをしっかりと見据え、市民の皆様とともにチャレンジと変革を求め、実効性のある持続可能な施策を展開してまいります。

また、市の組織体制として、現在策定中の国土強靱化地域計画を進め、ソフト・ハードの両面から防災・減災対策を強化する一方、交通インフラの復旧とともに、防災・防犯と交通対策を一体的に推進するため、総務部総務課と同財政課を再編し、令和2年度から総務部内に政策防災課を新設、市民の皆様が安心・安全かつ快適な暮らしができるよう取り組んでまいります。

それでは、新年度の市政各般にわたり、議員・市民各位のご理解とご協力をお願いし、令和2年第1回阿蘇市議会定例会開会に当たっての施政方針を述べさせていただきます。

総務・防災

【総務課】

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、本年4月1日から会計年度任用職員制度の運用が開始され、一般職非常勤職員をはじめ、生活相談員・学校教育指導主事など11の職が会計年度任用職員となります。なお、区長、交通指導員、公民館長など18の職は、特別職地方公務員としての身分が変わりますが、引き続き行政に協力いただくこととなります。

また、防災対策の要となる国土強靱化地域計画と防災ハザードマップを今年度中に作成し、被害リスク防止・軽減につなげてまいります。併せて、新年度は電波関係法令改正に伴い、質の高い情報伝達体制を構築するため、防災行政無線デジタル化事業の実施設計・施工に着手し、令和3年度中の供用開始を目指します。

阿蘇中岳第一火口の活動は、昨年4月に噴火警戒レベル2へ引き上げられ、今日まで断続的な噴火を繰り返しており、風下側では多量の降灰が堆積、噴火活動の長期化で住民生活、経済活動の影響を危惧し、2月14日、阿蘇市町村会及び同議長会連名で、熊本県と県議会に被害軽減及び支援を求める要望活動を行いました。

また、今夏予定の阿蘇警察署移転後に、一の宮地域の治安が悪化しないよう、かつ住民の方々が安心して暮らすことができるよう、熊本県警察本部に対し、交番設置の必要性を訴え、引き続き要望してまいります。

財政・税

【財政課】

阿蘇市誕生から15年が経過、合併市町村への優遇措置であった普通交付税の合併算定替が終了、今後の財政状況は以前より厳しくなることが予想されます。加えて、熊本地震発災次年度から3年間措置された特別交付税（連年災分）も減少し、一層慎重な財政運営に努め

ていかなければなりません。

一方、市税は、法人税法改正で収入減少が心配される中、今年度から固定資産税等収入が微増傾向にあり、新年度は対前年度比 0.8%増の税収を見込んでいます。

なお、令和 2 年度当初予算は、アナログ電波終了に伴い必要不可欠な防災行政無線デジタル化事業や国営大野川上流地区土地改良事業負担金、また人口減少対策での赤水西団地建設事業等の実施により、対前年度比より約 28 億円増の編成となりました。

これまで災害復旧事業を最優先に進めてきましたが、今後は市民の皆様の日常生活に欠かすことのできない安心・安全の確保と生産性のある事業等にシフトさせ、本市の活力を取り戻し、併せて財政基盤の安定化を図ってまいります。

【税務課】

固定資産税は、令和 3 年度の評価替えを控え、新年度は標準宅地及び路線価格の見直し、新增築家屋及び滅失家屋等の把握を行い、適正な評価に努めます。

収税部門の滞納事案は、県及び阿蘇郡内の町村と併任徴収の連携を強化し、徴収専門家の指導を受けながら、滞納額圧縮・徴収率向上を進め、公正な負担と歳入確保に取り組みます。

地籍調査は、市全域の約 63.85%が完了、現在残りの地籍調査を実施しており、新年度は波野地区の大字小地野及び大字中江の一部で調査を進めます。

生活・人権

【市民課】

本市のマイナンバーカード取得率は 1 月 31 日現在 16.2%であり、県内市町村全体の平均を上回っていますが、昨年 2 月に開始した証明書等コンビニ交付の利便性を更に周知し、取得率向上に努めます。

生活衛生関係では、海洋プラスチックごみ対策が国際的課題となる中、本市も国が示す方針に沿って、事業者・消費者・行政が一体となり、レジ袋等のプラスチックごみの削減やマイバッグ利用の啓発を強化します。

最近の社会問題である食品ロス対策は、市民の皆さん及び事業者の方々の理解と協力を得て、余っている食品等をフードバンク等に寄附するフードドライブを推進、併せて、食べ残しゼロ活動など廃棄物減量化に取り組みます。

生活相談センターでは、小中学校の児童生徒や事業所を対象に消費者教育の充実を図り、被害の未然防止に努めます。

また、生活困窮者自立支援事業は、子育て家庭の経済的負担軽減と資源再利用を図るため、学生服等のリサイクル支援を更に推進します。

【人権啓発課】

人権施策は、市民一人ひとりが人権を身近な課題と認識し、様々な人権問題を正しく理解できるよう、阿蘇市人権・同和教育推進協議会活動や隣保館事業を通して、人権啓発・教育活動に取り組みます。

男女共同参画推進は、本年 3 月に策定予定の第 3 次阿蘇市男女共同参画基本計画に沿って、男女が共に支え合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会の実現と、LGBT等

の理解促進に努めます。

福祉・保健・医療

【福祉課】

人口減少・少子高齢化の進展で、地域社会や家族の在り方が大きく変化しており、福祉ニーズも多様化しています。

このような中、障がい福祉分野は、第5期阿蘇市障がい福祉計画、第1期阿蘇市障がい児福祉計画が令和2年度末で期間満了、新年度は、より詳細な障がい福祉サービスのニーズ調査等を行い、基盤整備の着実な推進に向け、新たな計画策定に取り組みます。

子育て支援策は、現行制度を拡充した子ども医療費助成制度を4月から開始、従来の児童医療費助成制度での小中学生の外来（月額1,000円）、入院（月額2,000円）の自己負担を撤廃し、併せて年齢制限を18歳まで引き上げ、無償化とします。なお、阿蘇市内医療機関に限り、外来の窓口負担を免除する現物給付にご協力いただくことになり、3月中旬に対象となる保護者の方々へ受給者証を送付する予定です。

深刻な社会問題となっている児童虐待・DV被害対策は、児童相談所、警察署、関係機関と連携し、“児童の命を守る”を最優先に迅速かつ丁寧に対応してまいります。

また、波野保育園移転改築工事は計画どおり進んでおり、3月28日に新園舎での卒園式を予定、新年度から新たに幼小中連携に取り組みます。なお、卒園式前に予定していた竣工式は、諸般の事情を踏まえ、開園後に計画することとしています。

【ほけん課】

本市は高齢化率が37%を超え、医療・年金・介護等の社会保障費の伸びが顕著になる中、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の各特別会計は、安定運営に努めています。

また、令和2年度、高齢者の方々の保健事業と介護予防の一体的な実施を開始、健康寿命延伸に向け、疾病予防・重症化予防に取り組みます。併せて、全世代の人たちが受けやすい健診体制整備や健康ポイント付与等により、市民の方々の運動習慣定着、健康意識向上につなげ、引き続き各保険事業と連携し、生活習慣病予防、特定健診受診率向上、保健指導充実を図ります。

なお、4月から健康増進室に子育て世代包括支援センターを開設、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築し、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

今後も市民の皆様の健康づくりのため、積極的に事業を推進していきます。

【阿蘇医療センター】

阿蘇医療センターは、政策医療の役割を担い、阿蘇二次医療圏の中核病院として、地域の医療需要に応えるとともに、医療・福祉の充実及び利便性向上を図るため、更なる機能強化に努めます。

一方、地方の医師不足が叫ばれる中、一般急性期病院として、特に救急医療体制充実と病棟を維持する上で、常勤医師確保は新病院開設から喫緊の課題でしたが、これまでの懸命な招へい活動が実り、本年4月から3人の常勤医師を迎えることができ、医療体制充実と医療の質向上になると期待しています。

また、阿蘇圏域は専門的ながん診療を受けられる医療機関がなかったため、県指定の準備を整え、新年度から熊本県指定がん診療拠点病院として、患者ご本人やご家族の負託に応えます。併せて、小児科・神経難病等の専門外来の維持、糖尿病・肝疾患・認知症に係る医療機能充実に努めます。

更に、地域完結型医療を推進するため、疾病を抱えていても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム構築に積極参画し、特に高齢者在宅医療支援対応のため、地域在宅医療サポートセンター指定を受け、阿蘇郡市医師会と連携した取り組みを進めます。

そのような中、医療センターの役割と責任は重さを増し、業務の困難度合いが更に高まると判断し、4月から部長職を設けることとしました。

産業・経済

【農政課】

令和2年度は、11月23日開催される新嘗祭に、熊本県を代表し米・粟を献上する献穀事業を実施することになり、1月24日、阿蘇市献穀事業推進協議会を設立しました。この事業は五穀豊穰を祈り、収穫に感謝する神事のほか、民俗芸能や文化の保護育成、更に農業の大切さを広く認識してもらう大変重要な祭事であり、献穀者・市・JA阿蘇・関係機関が一体となり準備を進めてまいります。

農業振興では、集落営農組織の法人化を推進し、これまで6農事組合法人が設立され、現在4地区の集落営農組織が法人化に向け協議を進めています。

また、現在、人・農地プランの実質化に向け、市内全農業者の方を対象に、将来の営農に関する意向調査を実施、今後、調査結果を反映した農用地の図面を作成し、営農状況の見える化を図った上で、地域の農地と農業を守る話し合いを推進します。

農村整備では、国営大野川上流地区土地改良事業「大蘇ダム」が供用開始、2市1村（竹田市・阿蘇市・産山村）と関係土地改良区で国営・県営で整備された施設の維持管理を行い、今後も引き続き、水利用促進と農業振興について、地元の意見を十分に聞き、将来の継続的な農業の在り方を構築してまいります。

また、新規地区である黒川地区の農業基盤整備は、促進計画及び営農計画を策定し、令和4年度事業開始を目指します。

広域農道整備は、平成24年九州北部豪雨災害、平成28年熊本地震の影響で、当初計画より遅れていましたが、今般、全線の用地確保が整い、早期に県と道路整備を進めます。

林業関係は、森林の災害防止・国土保全機能を早急に強化するため、森林環境譲与税の予算増額が閣議決定され、本市も関係機関や林業経営者と連携し、早期の森林整備に取り組みます。

また、鳥獣の農作物被害や苦情等が増加する中、捕獲隊員による捕獲成果は上がっていますが、隊員の高齢化で狩猟者が減少し、協議会存続が危ぶまれており、今後一層の人員確保に努めるとともに、ICT等を活用した新たな捕獲方法も検討してまいります。

【観光課】

来年度は、主要交通インフラが開通見通しであり、また、ホテルやレストランなど民間施

設の復旧もほぼ完了、大型バスなど団体旅行の回復、JR利用を主とする外国人旅行者増加が期待できます。開通前後は、官民挙げて効果的なキャンペーンを実施し、阿蘇の魅力と訪れる移動の利便性をしっかりと発信、国内外からの誘客に全力で取り組みます。

阿蘇山上観光振興は、火口見学再開が待たれる一方で、阿蘇火山博物館や阿蘇山上ビクターセンターの入館者数が伸びており、各種アクティビティも増え、山上での滞在時間を満喫できる体制が整いつつあります。併せて、滞在環境の上質化を進めており、SDGs（国連の持続可能な開発目標）の理念に基づいた取り組みも加え、魅力創出を図り、山上から市内全域及び周辺地域まで波及効果をもたらすよう努力してまいります。

サイクルツーリズムは、昨年から実施しているシェアバイク実証事業範囲をやまなみハイウェイ沿線に広げ、広域観光地におけるシェアバイク導入の可能性や外国人旅行者等への新たなサービス提供を検証すべく、大分・熊本両県の関係自治体と準備を進めています。

竹田市、JR九州、本市の三者連携協定による阿蘇竹田ブランド観光地域づくり推進協議会は、豊肥本線全線復旧を見据えた観光振興及び受入体制整備を官民協働で進めています。また、JR赤水駅・内牧駅も近く整備される予定であり、地域に活気が戻るように取り組んでまいります。

【まちづくり課】

本年度の阿蘇市ふるさと応援寄附金は、1月末現在で5,700件、約1億3,770万円の寄附をいただいております。昨年同期と比較し寄附総額は750万円（5%）ほど減っていますが、件数は747件（15%）増えており、今後も国が示す基準を遵守しながら「お礼の品」の拡充を図り、本市の更なるPRを図っていきます。

東京2020オリンピック聖火リレーが5月7日に本市で開催、阿蘇地域振興局東側から阿蘇神社までの約1.8km（12区間）を阿蘇にゆかりのあるランナーが聖火をつなぎます。なお、開催には交通規制が伴いますので、関係機関と協力し、ご理解を得ながら進めてまいります。

令和2年度の阿蘇神社周辺整備事業は、中央駐車場等舗装工事・インフォメーションセンター改修工事等を実施、駐車台数の拡張ができ、休日などの混雑緩和になると期待しています。

インフラ・土木

【建設課】

本年早々の報道によれば、JR豊肥本線復旧連絡協議会は阿蘇大橋地区の斜面崩壊部の復旧（砂防）工事について、未着手部分で難航するところがなければ、JR豊肥本線の運転再開は今秋を目指していると発表されました。

一方、国道57号北側復旧ルートは、トンネル部覆工工事が完了、底板コンクリート工事が進められており、道路部も最後の橋梁工事及び擁壁工事・盛土作業が急ピッチで進んでいます。国道57号現道と併せて一日も早い開通を継続的に要望しています。

阿蘇山直轄砂防事業は、1月末に阿蘇市砂防・治山事業関係機関連絡会を開催、市議会経済建設常任委員及び区長会役員の方々に、国・県から整備状況や今後の計画について説明が

あり、併せて阿蘇の未知を考える女性の会から砂防先進地（富山県立山町）視察の報告がなされ、砂防事業の必要性等を発表されました。今後も、女性の立場からの力強い砂防事業整備促進活動を期待するとともに、本市も引き続き関係機関に整備促進の働きかけを行います。

中九州横断道路は、滝室坂道路整備に加え、竹田阿蘇道路の本格的な調査・測量に着手され、更に大津町～熊本市間は、新年度事業化が濃厚となりました。これから一層整備が進むよう予算確保等について国への活動を強化してまいります。

平成 24 年九州北部豪雨災害に伴う黒川河川激特事業は 7 年半の年月を経て竣工を迎え、今後の治水効果を期待しますが、黒川下流部の河道改修はこれからであり、白川水系河川整備計画で優先的に整備されるよう、県への要望活動を継続的に実施します。

市管理河川は、防災対策となる河川堆積土砂の浚渫や未整備護岸の整備に取り組みます。

道路維持は、特に舗装老朽化対策に努め、円滑な通行と環境改善を図ります。道路改良は、継続事業の早期完成を進め、併せて開通した県道内牧坂梨線バイパスとの取り付け道路など、新規路線の測量設計等に着手します。

【住環境課】

熊本地震で被災された方の再建支援は、災害公営住宅の完成に伴い、ほぼ完了しますが、自宅再建や宅地復旧などで、もうしばらく時間を必要とされる方々には、引き続き支援してまいります。

市営住宅は、市営住宅総合基本計画に沿って、老朽住宅の改修・改良とともに、永水地区、黒川地区の集約再編事業に取り組みます。

環境事業では、A S O 環境共生基金を活用し、阿蘇の自然環境維持・保全に向けた活動支援や景観環境整備事業を実施します。

また、2050 年に向け C O₂ 排出実質ゼロの課題があり、公共施設等を含め、温室効果ガス削減や省エネ事業を進め、地球温暖化対策に取り組みます。

公共下水道事業は、ストックマネジメント計画に基づき、健全な事業継続に向けた管渠整備及び浄化センターの設備更新を実施します。

【水道課】

熊本地震で被災した水道施設の災害復旧工事は、全て完了、引き続き、漏水の原因となる老朽管布設替に取り組み、有収率向上に努めるとともに、浄水場等の遠隔監視装置を整備し危機管理対策向上に努めます。

また、ライフラインの機能強化及び整備を計画的に実施するため、施設更新計画及び経営戦略を策定し、経営安定化を図ってまいります。

教育

【教育課】

学校教育は、「生きる力」を育むという基本理念のもと、電子黒板やタブレット端末等の I C T を活用した確かな学力の向上に努めます。また、学校運営協議会と連携し、豊かな心や健やかな体を育成し、将来を担う子供たちが安心して学べる環境づくりを進め、自然体験活動や土曜授業に取り組みます。併せて、社会変化に柔軟に対応でき、自然や文化を大切に

する、心豊かで郷土を愛する、たくましい子供の育成を目指します。

新年度から小学校で本格実施される新学習指導要領は、外国語科授業が導入され、プログラミング教育も実施されます。これらの教育を円滑に実施するため、校内通信ネットワークの整備やタブレット端末を配備、更に小学 5・6 年生と中学生の英語検定料を全額補助し、英語教育の充実を図ります。

地球温暖化に伴う学校施設のエアコン設置工事は、今月完了、令和 2 年度は快適な室内環境での授業となります。

社会教育は、生涯学習講座、公民館活動など、生涯を通して学べる環境の整備充実のため、市民の皆様が生涯にわたって生きがいと潤いのある生活を営むことができる生涯学習社会の実現を目指します。また、地域と家庭と学校が一体となった地域学校協働本部を推進し、学校を核とした地域づくりに取り組みます。

社会体育は、「誰もが、いつでも、どこでも」を合言葉に、気軽にスポーツに親しみ、体力増進、健康づくりにつながる取り組みを進め、併せて低学年の基礎体力とスポーツ競技力の向上に努めます。

世界文化遺産登録推進事業は、重要文化的景観の保存活用を図り、世界文化遺産としての価値をまとめ、3 月 26 日に文化庁へ再提案を予定、引き続き、県及び阿蘇郡市 7 市町村で連携し、景観保全対策等に取り組んでまいります。

以上、施政方針を述べさせていただきました。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の施政方針の説明が終わりました。

日程第 6 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、市長より、今期定例会に提出される議案の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、令和 2 年第 1 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 1 号「専決処分の報告について」

本件は、令和元年 8 月 6 日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公営住宅敷地内の物損事故について、同年 12 月 23 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 2 号「専決処分の報告について」

本件は、令和元年 10 月 30 日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公用車の物損事故について、令和 2 年 2 月 13 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

議案第 1 号「阿蘇市教育支援委員会条例の制定について」

本件は、学校教育法施行令の改正に基づき、教育上特別な配慮を要する児童及び生徒への適正な就学及び早期からの一貫した教育的支援を図るため、本条例を制定するものでありま

す。

議案第 2 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」

本件は、国家公務員に準じた給与表への改定等を行うとともに臨床心理士を雇用するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 3 号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」

本件は、地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 4 号「阿蘇市職員の退職管理に関する条例の一部改正について」

本件は、地方公務員法の規程に基づき、退職した職員の再就職に関する透明性を高め、市民の信頼を確保するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 5 号「阿蘇市防災会議条例等の一部改正について」

本件は、令和 2 年 4 月 1 日に組織を再編し、新たに政策防災課を設けることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 6 号「阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」

本件は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 7 号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」

本件は、特定個人情報を取り扱う各種例規の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」

本件は、新たに機能別団員制度を導入したいので、所要の改正を行うとともに、消防団員の定数を見直す必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 9 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 10 号「阿蘇市隣保館条例の一部改正について」

本件は、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 11 号「阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 12 号「阿蘇市保育所条例の一部改正について」

本件は、阿蘇市立波野保育園の移転改築に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 13 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、幼児教育・保育無償化による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 14 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正による放課後児童クラブに関する従うべき基準の参酌化に伴い、職員の経過措置について変更可能となったことから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 15 号「国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の一部改正について」

本件は、大野川上流地区土地改良事業により造成された農業用排水施設である基幹水利施設に加え、その他施設を新たに管理する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 16 号「阿蘇市古代の里キャンプ村条例の一部を改正する条例について」

議案第 17 号「阿蘇市営坊中野営場条例の一部を改正する条例について」

本件は、貸与不能となった物品等の整理にあたり、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 18 号「阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」条例の一部改正について」

本件は、バッテリーカーの導入にあたり、使用料を新たに定める必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 19 号「阿蘇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部改正について」

本件は、地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 20 号「阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について」

本件は、水道法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 21 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 5 号補正であります。

歳入では、事業費の確定や国の補正予算による事業の実施により国・県支出金、市債等を追加、減額しております。

歳出では、小中学校情報通信ネットワーク構築事業、中岳中央火口園地整備事業、阿蘇市病院事業会計貸付金等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 5 億 4,982 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 185 億 8,605 万 1,000 円としました。

議案第 22 号「令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」

本予算は、第2号補正であります。

歳入では、阿蘇中岳の立入規制による使用料及び手数料等を減額、それに伴う一般会計繰入金を追加しております。

歳出では、観光施設費、観光振興費及び予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ3,482万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額を6,213万9,000円としました。

議案第23号「令和元年度阿蘇市公共下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第3号補正であります。

歳出では、総務費及び下水道事業費を追加しております。

予備費を組替えておりますので、歳入歳出予算総額に変更はありません。

議案第24号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第4号補正であります。

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費及び予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,498万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額を36億5,465万6,000円としました。

議案第25号「令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第3号補正であります。

歳入では、国庫支出金、繰入金及び諸収入を、歳出では、総務費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ202万円を追加し、歳入歳出予算総額を36億4,702万6,000円としました。

議案第26号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第4号補正であります。

歳入では、後期高齢者医療保険料を減額し、繰入金を追加、歳出では、総務費を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ101万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を4億3,499万1,000円としました。

議案第27号「令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第1号補正であります。

営業運転資金に充てる一般会計からの借入金2億6,000万円を限度額として計上しました。

議案第28号「令和2年度阿蘇市一般会計予算について」

本予算は、前年度当初予算と比較して、約27億9,000万9,000円(17.7%)増となりました。

歳入では、消費税増税に伴う地方消費税交付金の増収、普通交付税に算入される市債の元利償還金が増加したことによる普通交付税の増収、新規の投資的事業に係る国庫支出金及び市債の増収等を見込んでおります。

歳出では、赤水西団地建設事業、防災行政無線デジタル化事業及び国営大野川上流地区土

地改良事業負担金等の新規事業を計上しております。

これらの補正の結果、歳入歳出予算総額を 185 億 5,050 万円としました。

議案第 29 号「令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」

歳入では、公園道路の使用料及び手数料収入を、歳出では観光施設費、観光振興費等を計上しております。

これらの補正の結果、歳入歳出予算総額を 9,000 万円としました。

議案第 30 号「令和 2 年度阿蘇市公共下水道事業特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料、国庫支出金及び繰入金等を、歳出では、総務費及び事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 7 億 2,576 万 5,000 円としました。

議案第 31 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」

歳入では、国民健康保険税、県支出金、繰入金等を、歳出では、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 34 億 6,240 万 4,000 円としました。

議案第 32 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」

歳入では、保険料、国庫支出金、繰入金等を、歳出では、総務費、保険給付費及び地域支援事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 34 億 6,062 万 7,000 円としました。

議案第 33 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」

歳入では、後期高齢者医療保険料、諸収入、繰入金等を、歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び保健事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 4 億 6,056 万 9,000 円としました。

議案第 34 号「令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」

歳入では使用及び手数料等を、歳出では水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 1,240 万 8,000 円としました。

議案第 35 号「令和 2 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」

歳入では使用料及び手数料等を、歳出では水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 480 万 5,000 円としました。

議案第 36 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」

歳入では使用料及び手数料等を、歳出では水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 1,830 万 7,000 円としました。

議案第 37 号「令和 2 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」

歳入では、繰入金及び繰越金を、歳出では、委員会費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 4 万 1,000 円としました。

議案第 38 号「令和 2 年度阿蘇市水道事業会計予算について」

収益的収入では、上水道事業収益及び簡易水道事業収益を計上し、総額を 5 億 1,187 万 3,000 円に、収益的支出では、上水道事業費、簡易水道事業及び予備費を計上し、総額を 4

億 9,055 万円としました。

資本的収入では、上水道事業資本的収入及び簡易水道事業資本的収入を計上し、総額を 2 億 3,474 万 1,000 円とし、資本的支出では、上水道事業資本的支出、簡易水道事業資本的支出及び予備費を計上し、総額を 4 億 8,040 万円としました。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 2 億 4,565 万 9,000 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第 39 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計予算について」

収益的収入では、医業収益及び医業外収益等を、収益的支出では、医業費用及び医業外費用、特別損失等を計上し、収益的収入及び支出予算総額を 26 億 4,038 万 8,000 円としました。

資本的収入では、企業債及び他会計負担金を計上し、総額 3 億 1,892 万 9,000 円とし、資本的支出では建設改良費、企業債償還金、他会計償還金を計上し、総額 4 億 2,113 万 3,000 円としました。

なお、資本的収入が支出額に対して不足する額 1 億 220 万 4,000 円は、過年度損益勘定留保資金で補填いたします。

議案第 40 号「阿蘇市建設計画の変更について」

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、阿蘇市建設計画の一部を変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 41 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 42 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 43 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 44 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

同意第 1 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議案第 2 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

本件は、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和 2 年 3 月 31 日）に伴い、固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意第 3 号「阿蘇市教育委員会委員の任命について」

本件は、阿蘇市教育委員会委員の任期満了（令和 2 年 3 月 31 日）に伴い、阿蘇市教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、議案 49 件（報告 2 件、条例 20 件、予算 19 件、同意 3 件、その他 5 件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、この後、午前 11 時 45 分から本会議場で全員協議会を開催いたしますので、ご出席のほどよろしく願いいたします。

お疲れ様でした。

午前 11 時 45 分 散会